

～～新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中小企業を支援します～～

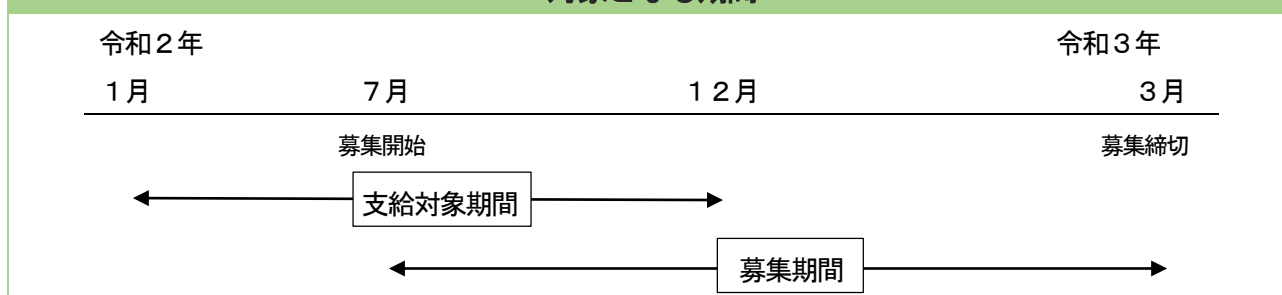
## 公募期間

**令和3年3月26日（金）必着**

### 補助の概要

支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本市に事業所等を有する中小企業者等</li> <li>※ 厚生労働省が実施する「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた方</li> <li>※ 申請時点において、本市の市税に未納のある方（納税の猶予の特例対象者を除く）、暴力団関係者及び厚生労働省が定める大企業は対象外</li> </ul>
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 厚生労働省が実施する「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた方</li> <li>■ 令和2年1月24日から申請日までの間に従業員の解雇及び雇い止めを行っていない方</li> <li>※本支援金の「従業員数」とは、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の対象労働者数のことです。</li> </ul>
支給対象期間	令和2年1月24日から令和2年12月31日まで
支給額	5万円（定額） + （従業員数）× 1万円
支給上限額	20万円（一社あたり）

### 対象となる期間



### 申請に必要な書類

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 厚生労働省が実施する「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の支給決定通知書の写し
- 振込先口座が確認できる書類
- その他市長が必要と認める書類（※ 支給決定通知書に対象労働者数の記載が無い場合、国に提出した「休業実績一覧表」等、休業した人数が確認できる書類の写し）

### 申請に関する注意事項

- 1 支給対象要件を確認するため、本事業の担当職員が申請者の市税の滞納状況を閲覧及び確認させていただきます。
- 2 本市の産業振興施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。
- 3 厚生労働省が実施する雇用調整助成金等の内容に変更があった場合、本支援金の内容を変更する場合があります。

### お問い合わせ及び申請書提出先

日立市 産業経済部 商工振興課 雇用労働係 担当：中村、根田

〒317-8601 日立市助川町1-1-1

電話：0294-22-3111（内線429）

IP：050-5528-5104

Eメール：[koyo@city.hitachi.lg.jp](mailto:koyo@city.hitachi.lg.jp)

HP：<https://www.city.hitachi.lg.jp/jigyo/004/002/p084848.html>

